

## ○子ども医療費の助成に関する条例

平成6年3月14日

条例第5号

鹿追町乳幼児医療費特別給付金条例(昭和47年条例第20号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対し医療費を助成することにより健康の保持に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親権者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項)に規定する日雇特例保険者を含む。以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から、当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

6 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

7 この条例において、「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)

は、鹿追町に居住地を有する子ども(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票に記載されている者)であつて、次の各号に該当するものとする。

(1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者であること。

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。

(3) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を

行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者でないこと。

(受給資格者の登録)

第4条 対象者が医療費の助成を受けようとするときは、保護者はあらかじめ規則で定める乳幼児等医療費受給資格者登録申請書(以下「申請書」という。)を提出して、乳幼児等医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給者証の交付)

第5条 町長は、[前条](#)の規定により申請書を受理したときは、内容を審査しその者が受給資格を有する者(以下「受給資格者」という。)であると認めるときは、乳幼児等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けた者は、医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証に受給者証を添えて提示しなければならない。

(助成の額等)

第7条 助成の額は、受給資格者に係る医療費から基本利用料及び食事療養標準負担額並びに生活療養標準負担額を控除して得た額(当該医療費に対し、付加給付がある場合は、その額を控除して得たとする。)

2 町長は、[第2条第6項](#)に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の方法)

第8条 受給資格者が[第6条](#)の手続に従い保険医療機関等で医療を受けたときは、町長はその者に代わり、助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 受給者証の交付を受けなかつた者又は町長が特に必要があると認めた者には、[前項](#)の規定にかかわらず、保護者に対し助成すべき額を支払うことができる。

(届出の義務)

第9条 保護者は、[次の各号](#)のいずれかに該当することとなつたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) [第3条](#)の規定に該当しなくなつたとき。

(助成の始期)

第10条 この条例による医療費の助成の始期は、対象者としての条件を具備した日とする。

(助成の終期)

第11条 受給資格者が[次の各号](#)のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、この条例による医療費の助成の受給資格を喪失する。

- (1) [第3条](#)の規定に該当しなくなつたとき。
- (2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第12条 町長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときには、その価格の限度において助成額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正によりこの条例の規定による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第14条 この条例による助成を受けることができる権利は、受給資格者が保険医療機関等

において医療を受けた日の翌月の初日から起算して3年を経過したときは消滅する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

(助成の額に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から平成7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例第7条に規定する助成の額は、基本利用料及び標準負担額を控除しないものとする。

附 則(平成10年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年条例第10号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第3号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第25号)

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第15号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。